

9.10 景 觀

9.10 景 観

(1) 調 査

1) 調査内容

① 主要な眺望景観

主要な眺望地点からの眺望景観及び眺望の構成要素の状況を調査した。

② 主要な眺望地点の状況

眺望地点の位置、地点の状況及び利用状況を調査した。

③ その他の予測・評価に必要な事項

地域の景観特性、史跡・文化財、土地利用等の状況を調査した。

2) 調査方法

① 主要な眺望景観

現地調査、地形図等の既存資料及び現地踏査により選定した調査地点(主要な眺望地点)から計画地方向の現況写真の撮影を行った。

景観写真の撮影諸元は、表 9.10-1 に示すとおりである。

② 主要な眺望地点の状況

眺望地点の位置を地形図等により整理するとともに、地点の状況及び利用状況を現地調査により把握した。

③ その他の予測・評価に必要な事項

地形図、土地利用現況図等により整理した。

3) 調査地域・地点

① 主要な眺望景観

調査地域は、計画地より 4 km 程度の範囲を目安とした。

調査地点は、来訪者や地域住民が利用する主要な眺望地点のうち、眺望地点の重要度や眺望の特性を踏まえ、主要な眺望地点は表 9.10-2 及び図 9.10-1 に示すとおり、計画地周辺の 4 地点を選定した。

② 主要な眺望地点の状況

「① 主要な眺望景観の状況」と同様とした。

③ その他の予測・評価に必要な事項

計画地及びその周辺とした。

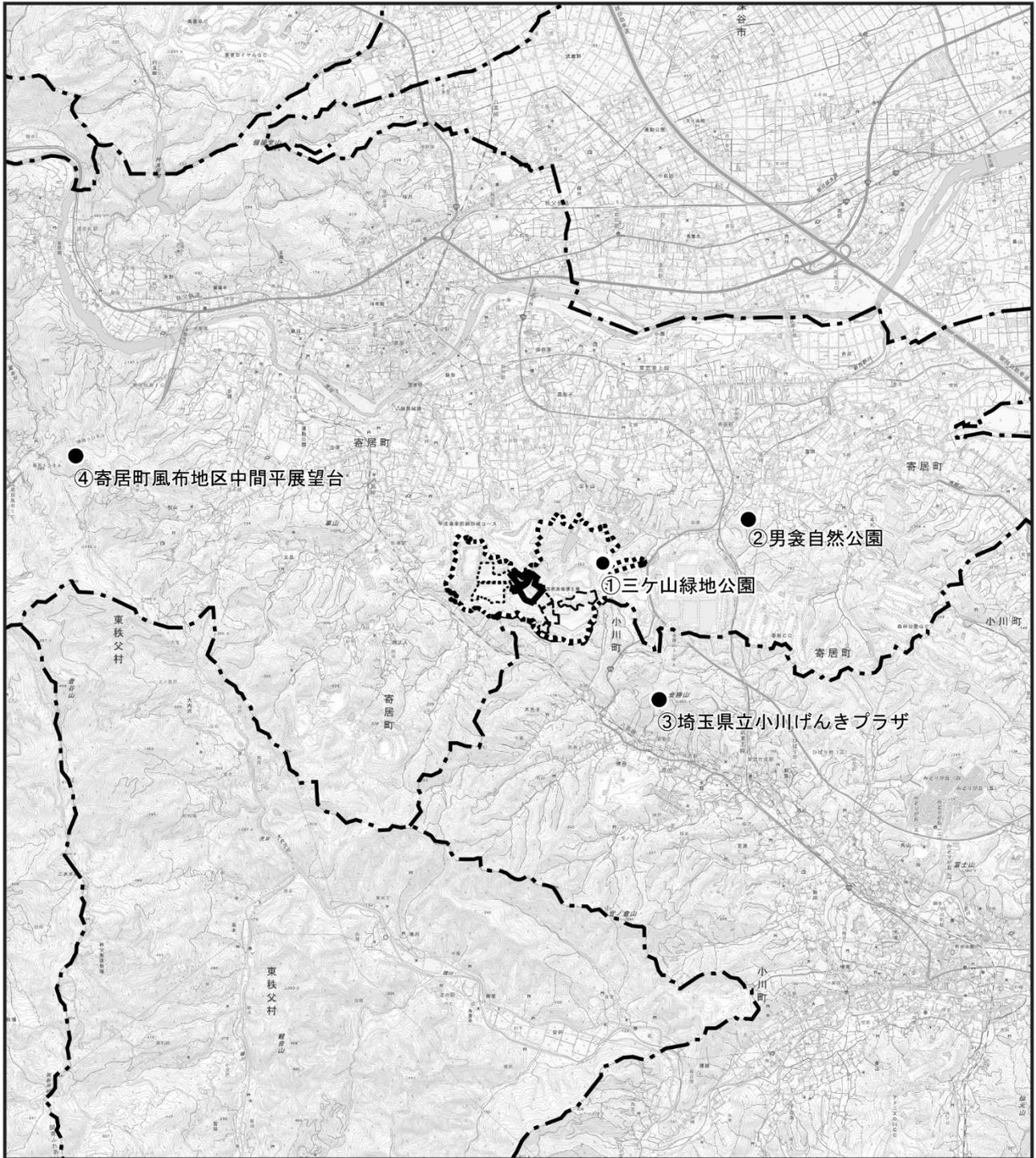
表 9.10-1 景観写真の撮影諸元

項目	撮影諸元
使用機材	RICHO CX3
焦点距離	28mm (35 mm換算)
撮影高さ	地上 1.5m
仰角	0°

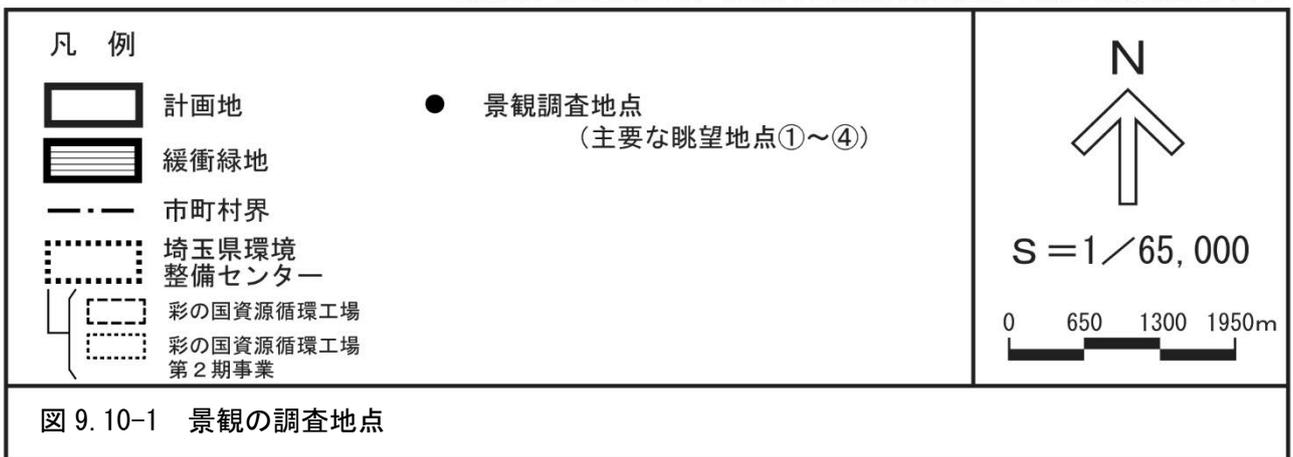
表 9.10-2 主要な眺望地点

調査地点 ^{注)}	計画地からの方角	選定理由
① 三ヶ山緑地公園	北東	陸上競技用 400m トラック、全面芝生張りの多目的広場のほか、寄居町が一望できる展望台「風のとりで」、円形広場、ちびっこ広場、あずまや等が配置されている公園であり、不特定多数の人々が訪れる場所である。計画地を視認できる地点であることから選定した。
② 男衾自然公園	東	標高約 171m の里山に、遊歩道や山頂展望場所などが整備されている公園であり、不特定多数が訪れる場所である。山頂展望場所があり、計画地を視認できる地点であることから選定した。
③ 埼玉県立小川げんきプラザ	南東	金勝山 (263m) の山頂を中心にした広い敷地内に、宿泊施設やプラネタリウム館、野外活動施設等があり、不特定多数の人々が訪れる場所である。展望台があり、計画地を視認できる地点であることから選定した。
④ 寄居町風布地区中間平展望台	北西	長瀬玉淀県立自然公園内に位置し、寄居町西部にある関東平野を一望できる展望台であり、不特定多数の人々が訪れる場所である。計画地を視認できる地点であることから選定した。

注) 計画地が位置する埼玉県環境整備センターの周囲は丘陵地の尾根や樹林に囲まれており、周辺からの計画地を眺望できる場所は高台等に限られている。



この地図は「電子地形図25000」（令和2年2月調製、国土地理院）を使用して作成したものである。



4) 調査期間・頻度

主要な眺望景観及び主要な眺望地点の状況の現地調査の調査期間は、季節変化を把握するため4季（春季、夏季、秋季、冬季）に各1回とした。調査期間は、表9.10-3に示すとおりである。

表 9.10-3 調査期間

調査項目	調査期間
主要な眺望景観 主要な眺望地点の状況	秋季：令和2年11月11日（水） 冬季：令和3年2月5日（金） 春季：令和3年4月2日（金） 夏季：令和3年8月4日（水）

5) 調査結果

① 主要な眺望景観

主要な眺望地点からの計画地方向の眺望景観の状況は、写真9.10-1(1)～(4)に示すとおりである。計画地範囲に彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設の既存施設が眺望できる。

主な景観構成要素としては、山林、樹木、公園、工場等があげられる。

② 主要な眺望地点の状況

主要な眺望地点の状況は、表9.10-4に示すとおりである。

表 9.10-4 主要な眺望地点の状況

調査地点	主要な眺望地点の状況
① 三ヶ山緑地公園	陸上競技用400mトラックでは陸上競技の練習、全面芝生張りの多目的広場では球技（サッカー、ラグビー等）を行う人が多く訪れている。周辺住民が公園内を散歩したり、公園内の遊具で遊ぶ姿も確認できる。また、春には桜並木を見て楽しむ方々が多く見られる。
② 男衾自然公園	標高約171mの里山には、ロウバイ、水芭蕉、桜、山つつじ、紫陽花、百合等多くの花々が植えられており、周辺住民の散策路となっている。
③ 埼玉県立小川げんきプラザ	宿泊施設や野外活動施設（バンガローや炊事場等）、プラネタリウムがあり、宿泊学習を行う学校や個人の利用がある場所である。また、山林にはウォーキングコースがあり登山をする人も見られる。
④ 寄居町風布地区中間平展望台	長瀬玉淀県立自然公園内の標高約380mに位置する展望台には、ウッドデッキやベンチが整備されており、サイクリングやウォーキングをする人の休憩場所となっている。

③ その他の予測・評価に必要な事項

その他の予測・評価に必要な事項の状況は、「第3章 2 自然的状況（6）1）景観」（p.3-122～124参照）に示すとおりである。

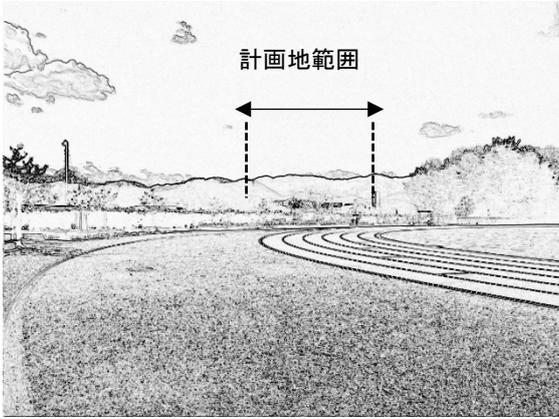
秋季：令和2年11月11日（水）	冬季：令和3年2月5日（金）
	
春季：令和3年4月2日（金）	夏季：令和3年8月4日（水）
	
	

写真 9.10-1(1) 主要な眺望景観の状況（地点①：三ヶ山緑地公園）

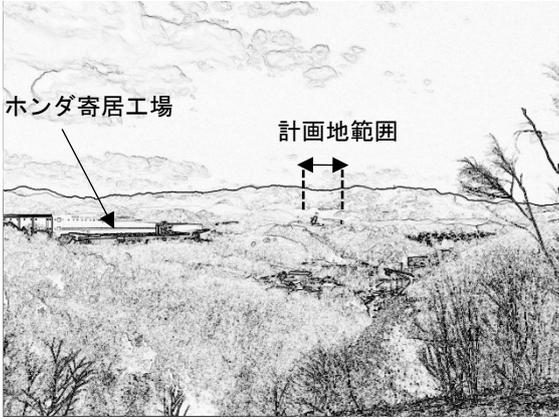
<p>秋季：令和2年11月11日（水）</p>	<p>冬季：令和3年2月5日（金）</p>
	
<p>春季：令和3年4月2日（金）</p>	<p>夏季：令和3年8月4日（水）</p>
	
<div style="text-align: center;">  <p>ホンダ寄居工場</p> <p>計画地範囲</p> </div>	

写真 9.10-1 (2) 主要な眺望景観の状況（地点②：男衾自然公園）

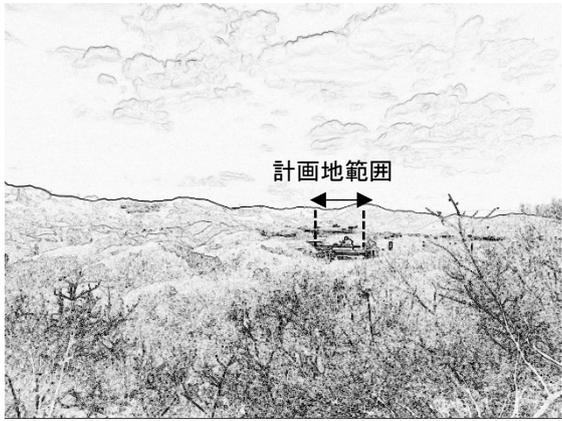
<p>秋季：令和2年11月11日（水）</p>	<p>冬季：令和3年2月5日（金）</p>
	
<p>春季：令和3年4月2日（金）</p>	<p>夏季：令和3年8月4日（水）</p>
	
<div style="text-align: center;">  <p>計画地範囲</p> </div>	

写真 9.10-1(3) 主要な眺望景観の状況（地点③：埼玉県立小川げんきプラザ）

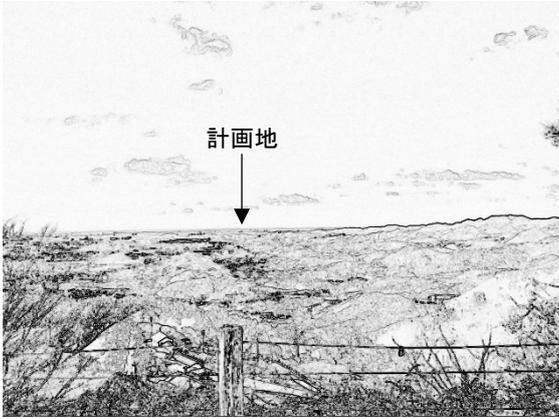
<p>秋季：令和2年11月11日（水）</p>	<p>冬季：令和3年2月5日（金）</p>
	
<p>春季：令和3年4月2日（金）</p>	<p>夏季：令和3年8月4日（水）</p>
	
<div style="text-align: center;">  <p>計画地</p> </div>	

写真 9.10-1(4) 主要な眺望景観の状況（地点④：寄居町風布地区中間平展望台）

(2) 予 測

1) 施設の存在に伴う景観への影響

① 予測内容

(ア) 眺望景観への影響

主要な眺望景観の変化の程度を予測した。

② 予測方法

(ア) 眺望景観への影響

フォトモンタージュにより、視覚的に環境影響の程度を判断する方法で予測した。

2) 予測地域・地点

「(1) 3) ① 主要な眺望景観」の調査地域・地点と同様とした。

3) 予測対象時期等

計画施設の完成後（計画施設増設工事の完了後）とした。

4) 予測条件

① 施設計画

施設計画は、「第2章 2.6 対象事業の実施方法 (1)施設計画」(p. 2-5～23 参照)に示すとおりである。

5) 予測結果

(ア) 眺望景観への影響

主要な眺望景観の変化の程度については、写真 9.10-2(1)～(4)に示すとおりである。

遠景～中景の眺望景観（地点④）については、計画施設は、概ね現況の既存施設の範囲に現れるが、遠方であるため、付近に存在する工場群の一部と認識され、眺望の変化はほぼないと予測する。

中景～近景の眺望景観（地点①～③）については、計画施設は、概ね現況の既存施設が視認できる範囲に現れ、眺望内に占める面積は現況よりも大きくなる地点もあると考えられるが、後方の山の稜線を遮ることはなく、彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する。

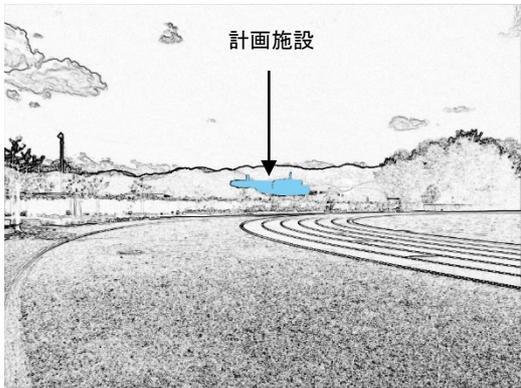
<p>現況</p>	
<p>施設の完成後</p>	
<p>現況： 公園内の樹木の後方に、彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設の既存施設を視認することができる。</p> <p>施設の完成後： 公園内の樹木の後方に計画施設を視認することができる。計画施設は、概ね現況の既存施設が視認できる範囲に現れ、眺望内に占める面積は現況よりも大きくなると考えられるが、後方の山の稜線を遮ることはなく、現況と同様に彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する。</p>	

写真 9.10-2(1) 眺望景観への影響 (地点①：三ヶ山緑地公園)

<p>現況</p>	
<p>施設の完成後</p>	
<p>現況： 山林の樹木の合間から、彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設の既存施設の一部を視認することができる。</p> <p>施設の完成後： 山林の樹木の合間から計画施設の一部を視認することができる。計画施設は、概ね現況の既存施設が視認できる範囲に現れるが、眺望内に占める面積は現況からほぼ変わらず、眺望景観の変化は小さいと予測する。</p> <div data-bbox="853 1565 1374 1953" data-label="Image"> </div>	

写真 9.10-2(2) 眺望景観への影響（地点②：男衾自然公園）

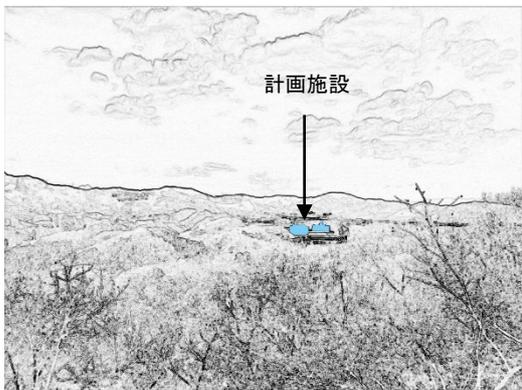
現況	
施設の完成後	
<p>現況： 山林の樹木の合間から、彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設の既存施設の一部を視認することができる。</p> <p>施設の完成後： 山林の樹木の合間から計画施設の一部を視認することができる。計画施設は、概ね現況の既存施設が視認できる範囲に現れ、眺望内に占める面積は現況よりも大きくなると考えられるが、現況と同様に彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する。</p> <div data-bbox="853 1563 1375 1953" data-label="Image">  </div>	

写真 9.10-2(3) 眺望景観への影響 (地点③：埼玉県立小川げんきプラザ)

<p>現況</p>	
<p>施設の完成後</p>	
<p>現況： 山林の樹木の合間から、彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設の既存施設をわずかに視認することができるが、遠方であるため、付近に存在する工場群の一部と認識される。</p> <p>施設の完成後： 山林の樹木の合間から計画施設をわずかに視認することができる。計画施設は、概ね現況の既存施設の範囲に現れるが、遠方であるため、付近に存在する工場群の一部と認識され、眺望景観の変化はほぼないと予測する。</p> <div data-bbox="853 1563 1375 1953" data-label="Image">  </div>	

写真 9.10-2(4) 眺望景観への影響（地点④：寄居町風布地区中間平展望台）

(3) 評価

1) 施設の有存在に伴う景観への影響

① 評価方法

(ア) 回避・低減の観点

施設の有存在に伴う景観への影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避・低減されているかどうかを明らかにした。

(イ) 基準・目標との整合の観点

景観の予測結果が、表 9.10-5 に示す整合を図るべき基準等と整合が図られているかどうかを明らかにした。

具体的には、上位計画の方針等を踏まえ、「景観上の特性を踏まえ、地域景観に与える影響に留意し、視点場からの眺望の保全に配慮すること」とした。

表 9.10-5 整合を図るべき基準等

関係計画等	内容
埼玉県景観計画（平成28年4月、埼玉県）	<p>【景観形成基準】</p> <p>ア 配慮事項</p> <p>(ア) 遠景～中景（広域景観の中でのあり方）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。 b 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。 <p>(イ) 中景～近景（周辺景観の中でのあり方）</p> <ul style="list-style-type: none"> a 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。 b 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。 c 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。 <p>(ウ) 建築物等のデザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避けること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。 b 屋外階段は、建築物本体と調和した外形及び色彩とすること。 c 屋上設備等は、外部から直接見えにくいように壁面、ルーバー等で囲うこと。ルーバー等は建築物本体と調和する外形及び色彩とすること。 d 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。 e 資材等を堆積する場合は、人の目線より低く整然と堆積し、堆積物の周辺は植栽等で遮蔽すること。

② 評価結果

(ア) 回避・低減の観点

造成地・施設の存在に伴い主要な眺望景観の変化への影響が考えられるが、表 9.10-6 に示す環境の保全のための措置を講ずることで、周辺環境への影響の低減に努める。

以上のことから、主要な眺望景観への影響は、事業者により実行可能な範囲内のできる限り低減されていると評価する。

表 9.10-6 景観に関する環境の保全のための措置

影響要因	影 響	検討の視点	環境の保全のための措置	措置の区分
施設の存在	主要な眺望景観の変化	周辺景観との調和	・計画施設の規模、形状、色彩等は、彩の国資源循環工場の一つとして、周辺との調和に配慮する。	低減

(イ) 基準・目標との整合の観点

遠景～中景の眺望景観については、計画施設は、概ね現況の既存施設の範囲に現れるが、遠方であるため、付近に存在する工場群の一部と認識され、眺望景観の変化はほぼないと予測する。

中景～近景の眺望景観については、計画施設は、概ね現況の既存施設が視認できる範囲に現れ、眺望内に占める面積は現況よりも大きくなる地点もあると考えられるが、後方の山の稜線を遮ることはなく、彩の国資源循環工場の一つとして認識され、眺望景観の変化は小さいと予測する。

また、本事業の実施にあたっては、計画施設の規模、形状、色彩等は、彩の国資源循環工場の一つとして、周辺との調和に配慮するといった環境の保全のための措置を講じる。

以上のことから、整合を図るべき基準等と予測結果との間に整合が図られていると評価する。